

市税概要

平成29年度



松 本 市

はじめに

松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県高山市と接しています。

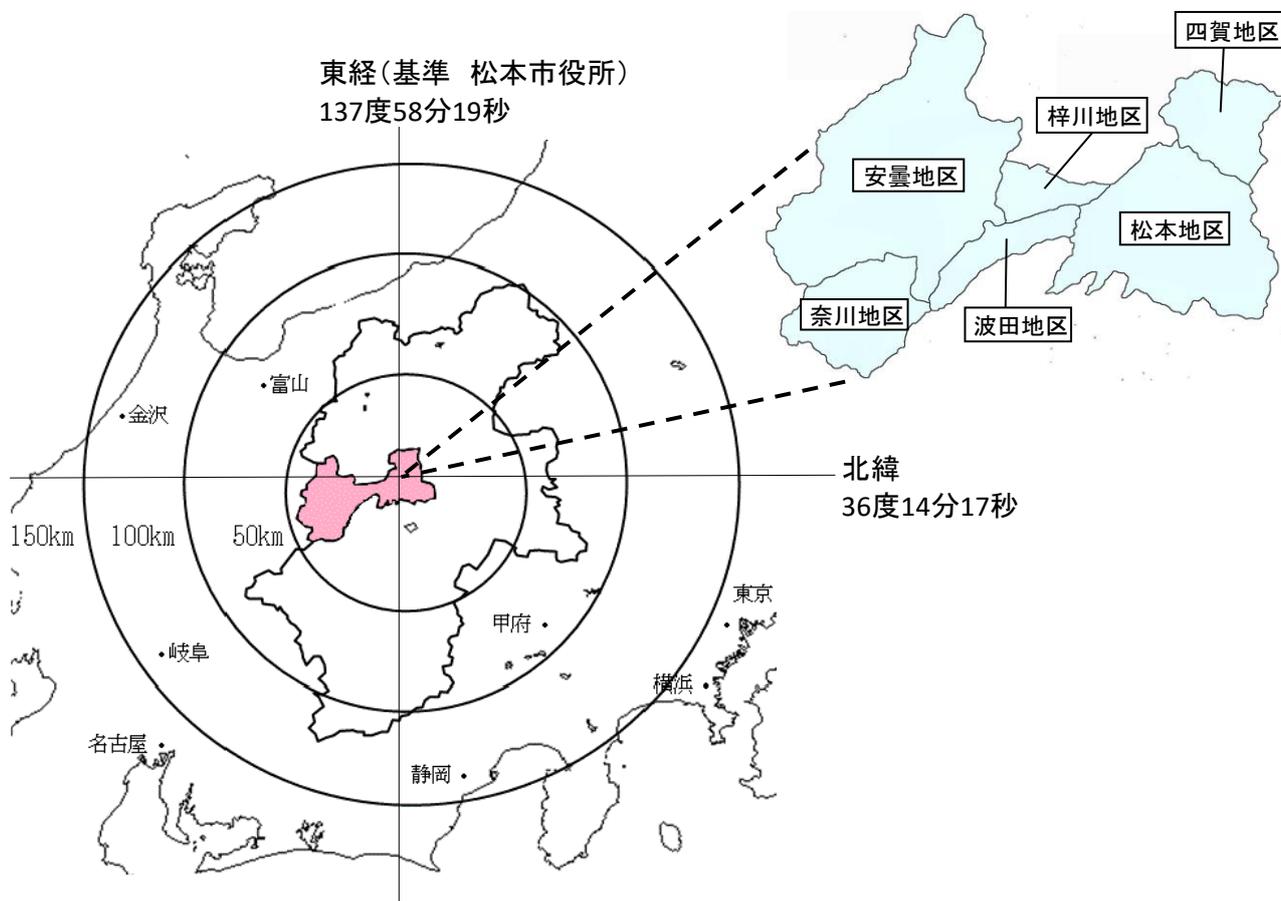
市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47km²で県下最大の広さです。

四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や標高3,000m級の峰々（槍ヶ岳、乗鞍岳など）が連なる北アルプスの山岳が広がります。

標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は2,600mほどあります。

松本市の位置

面積	978.47km ²
人口	240,276人



目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	29年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	28年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別調定額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	29年度課税状況調（当初）	14
5	29年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	入湯税	27
3	都市計画税	27
4	国民健康保険税	27
5	軽自動車税	28
6	利子割交付金	30
7	配当割交付金	30
8	株式等譲渡所得割交付金	30
9	ゴルフ場利用税交付金	30
10	口座振替納付の状況調	31
11	市税の徴収に要する経費	32
12	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

I 市の概要

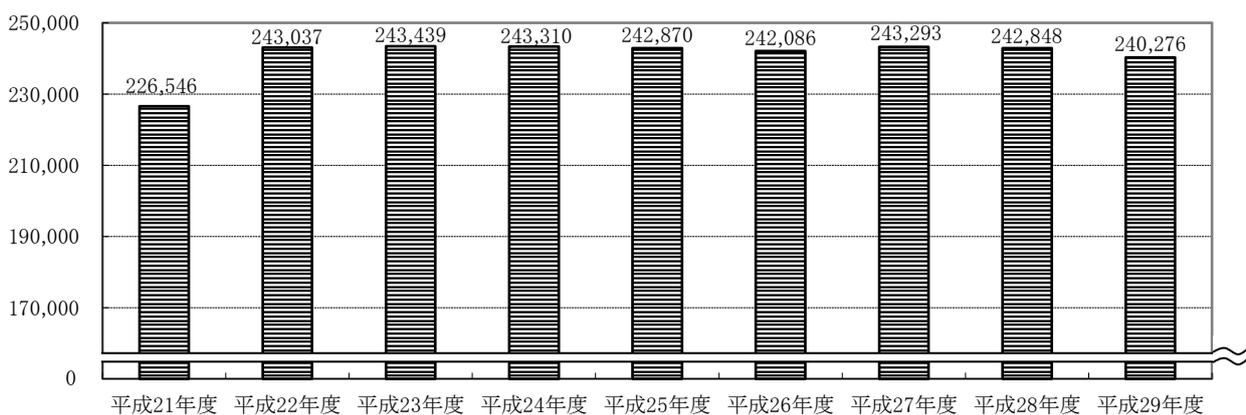
1 人口・世帯の推移

<面積> 平成22年3月31日 波田町合併前 919.35km²
 合併後 978.47km²

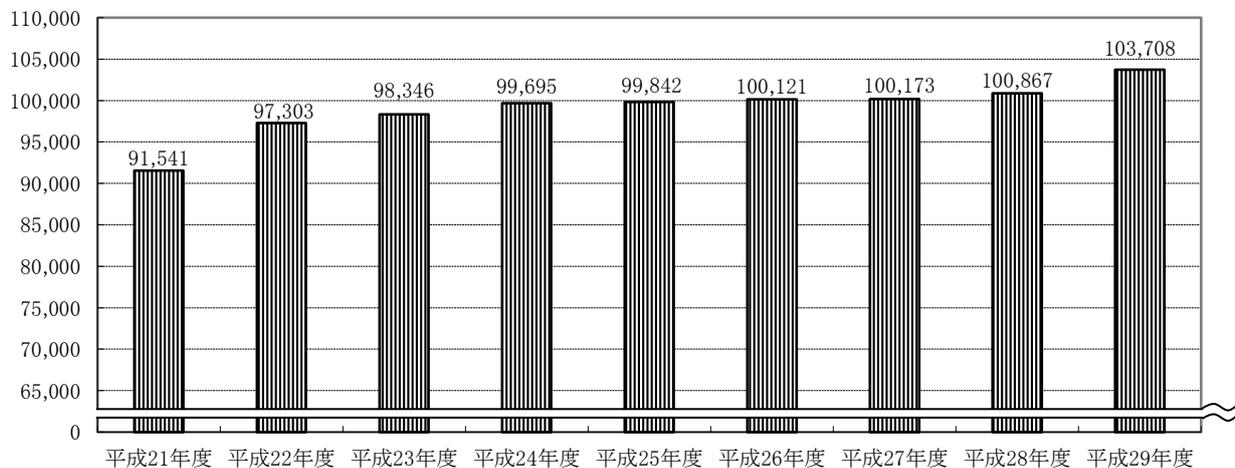
	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1km ² 当たり)
		男	女	計		
平成21年度	91,541	111,457	115,089	226,546	2.5	246
平成22年度	97,303	119,271	123,766	243,037	2.5	248
平成23年度	98,346	119,473	123,966	243,439	2.5	249
平成24年度	99,695	119,481	123,829	243,310	2.4	249
平成25年度	99,842	119,144	123,726	242,870	2.4	248
平成26年度	100,121	118,640	123,446	242,086	2.4	247
平成27年度	100,173	119,479	123,814	243,293	2.4	249
平成28年度	100,867	119,306	123,542	242,848	2.4	248
平成29年度	103,708	117,663	122,613	240,276	2.3	246

資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」(各年度10月1日現在)
 平成29年度は情報政策課「松本市人口統計」(4月1日現在)

【人 口】



【世 帯】



2 市の予算と決算

(1) 平成29年度一般会計当初予算

(単位:千円、%)

歳入			歳出		
科目	予算額	構成比	科目	予算額	構成比
合計	87,270,000	100.0	合計	87,270,000	100.0
1 市 税	36,045,000	41.3	1 議 会 費	461,050	0.5
2 地 方 譲 与 税	842,500	1.0	2 総 務 費	9,867,340	11.3
3 利 子 割 交 付 金	31,000	0.0	3 民 生 費	33,113,090	37.9
4 地 方 消 費 税 交 付 金	4,223,500	4.9	4 衛 生 費	5,103,010	5.9
5 ゴルフ場利用税交付金	29,000	0.0	5 労 働 費	218,160	0.2
6 自動車取得税交付金	178,900	0.2	6 農 林 水 産 業 費	2,412,020	2.8
7 配 当 割 交 付 金	107,000	0.1	7 商 工 費	4,710,110	5.4
8 株式等譲渡所得割交付金	109,000	0.1	8 土 木 費	7,028,070	8.1
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,000	0.0	9 消 防 費	2,559,530	2.9
10 地方特例交付金	138,000	0.2	10 教 育 費	7,910,390	9.1
11 地 方 交 付 税	13,160,000	15.1	11 公 債 費	10,489,810	12.0
12 交通安全対策特別交付金	51,700	0.1	12 諸 支 出 金	3,247,420	3.7
13 分担金及び負担金	1,348,850	1.6	13 予 備 費	150,000	0.2
14 使用料及び手数料	1,771,380	2.0			
15 国 庫 支 出 金	10,978,460	12.6			
16 県 支 出 金	5,077,230	5.8			
17 財 産 収 入	386,890	0.5			
18 寄 附 金	25,410	0.0			
19 繰 入 金	1,254,000	1.4			
20 繰 越 金	30,000	0.0			
21 諸 収 入	3,746,480	4.3			
22 市 債	7,706,700	8.8			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 平成28年度一般会計決算状況

(単位:千円、%)

歳入			歳出		
科目	決算額	構成比	科目	決算額	構成比
合計	92,165,086	100.0	合計	90,490,021	100.0
1 市 税	35,749,498	38.8	1 議 会 費	456,538	0.5
2 地 方 譲 与 税	843,825	0.9	2 総 務 費	12,335,674	13.6
3 利 子 割 交 付 金	35,713	0.0	3 民 生 費	32,882,675	36.3
4 地 方 消 費 税 交 付 金	4,550,563	4.9	4 衛 生 費	4,966,987	5.5
5 ゴルフ場利用税交付金	30,297	0.0	5 労 働 費	244,514	0.3
6 自動車取得税交付金	150,709	0.2	6 農 林 水 産 業 費	2,679,997	3.0
7 配 当 割 交 付 金	109,799	0.1	7 商 工 費	3,878,544	4.3
8 株式等譲渡所得割交付金	64,102	0.1	8 土 木 費	6,421,170	7.1
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	30,697	0.0	9 消 防 費	2,543,055	2.8
10 地方特例交付金	133,117	0.2	10 教 育 費	9,858,114	10.9
11 地 方 交 付 税	15,214,189	16.5	11 公 債 費	10,958,360	12.1
12 交通安全対策特別交付金	53,852	0.1	12 諸 支 出 金	3,264,393	3.6
13 分担金及び負担金	1,331,290	1.4	13 予 備 費	0	0.0
14 使用料及び手数料	1,736,206	1.9			
15 国 庫 支 出 金	10,596,718	11.5			
16 県 支 出 金	5,549,451	6.0			
17 財 産 収 入	339,472	0.4			
18 寄 附 金	63,027	0.1			
19 繰 入 金	1,870,397	2.0			
20 繰 越 金	3,858,551	4.2			
21 諸 収 入	3,214,213	3.5			
22 市 債	6,639,400	7.2			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

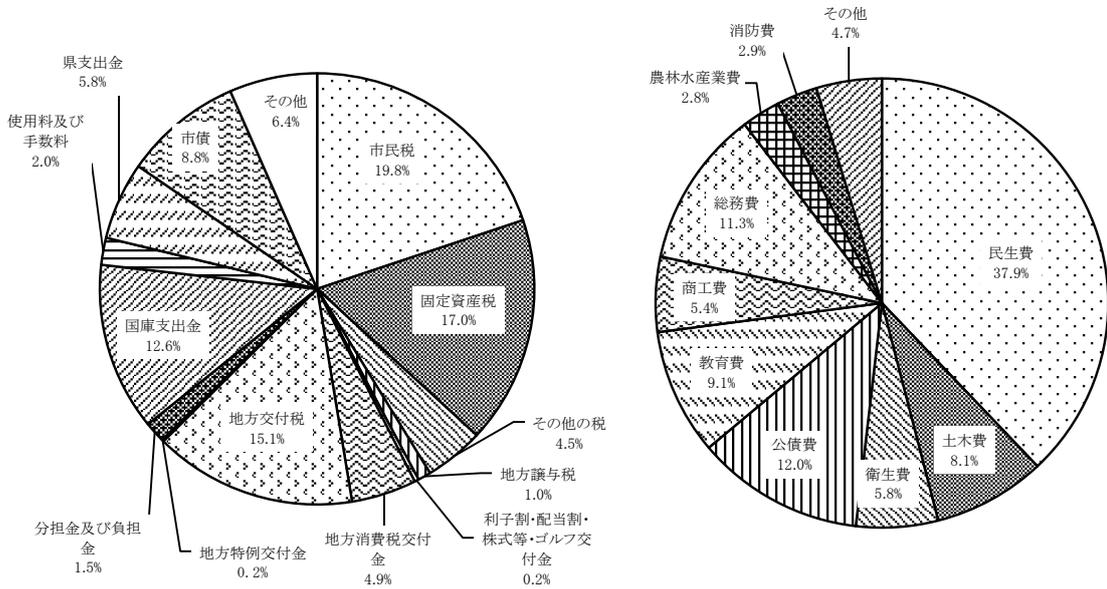
平成29年度一般会計当初予算

歳入

87,270,000千円

歳出

87,270,000千円



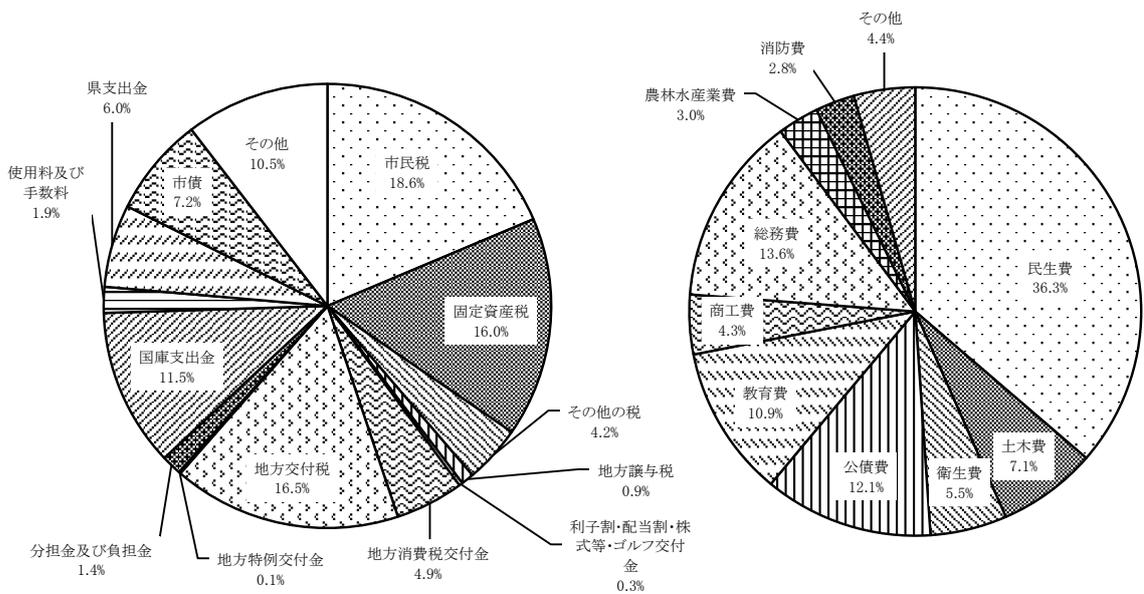
平成28年度一般会計決算額

歳入

92,165,086千円

歳出

90,490,021千円



3 税務機構と事務分掌

(平成29年4月現在)

区分	係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	嘱託	計	事務分掌	
財	市民税課		1							1		
		庶務担当		(1) 1	1	0	3	1	0	1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(1) 5	5	0	2	5	4	1	22	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	6	6	0	5	6	4	2	30	
政	資産税課		1							1		
		庶務係		(1) 1	2	0	1	1	0	1	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地係		(1) 1	3	0	1	2	1	0	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋担当		(1) 2	2	0	2	5	2	1	14	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計	1	4	7	0	4	8	3	2	29	
部	納税課		1							1		
		庶務係		(1) 1	4	0	2	0	0	0	7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
		整理担当		(3) 6	4	2	4	7	2	3	28	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
		計	1	7	8	2	6	7	2	3	36	

健康福祉部	保険課		1							1		
		保険税担当		(6) 8	5	0	3	4	4	14	38	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託
		計	1	8	5	0	3	4	4	14	39	

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 29年度市税の当初予算

区 分		平成29年度 当初予算額(A)	平成28年度 当初予算額(B)	平成28年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 36,045,000	千円 35,363,000	千円 35,574,000	% 1.9	
1	市 民 税	17,314,000	16,826,000	16,975,000	2.9	
(1)	個 人	現年課税分	13,502,000	13,026,000	13,175,000	3.7
		滞納繰越分	156,000	173,000	173,000	△ 9.8
(2)	法 人	現年課税分	3,647,000	3,620,000	3,620,000	0.7
		滞納繰越分	9,000	7,000	7,000	28.6
2	固 定 資 産 税	14,864,000	14,713,000	14,713,000	1.0	
(1)	純固定資産税	現年課税分	14,546,000	14,369,000	14,369,000	1.2
		滞納繰越分	178,000	209,000	209,000	△ 14.8
(2)	交 付 金	140,000	135,000	135,000	3.7	
3	軽自動車税	622,000	549,000	611,000	13.3	
		現年課税分	616,000	542,000	604,000	13.7
		滞納繰越分	6,000	7,000	7,000	△ 14.3
4	市たばこ税	1,553,000	1,603,000	1,603,000	△ 3.1	
5	入 湯 税	93,000	93,000	93,000	0.0	
		現年課税分	93,000	93,000	93,000	0.0
		滞納繰越分	0	0	0	-
6	都 市 計 画 税	1,599,000	1,579,000	1,579,000	1.3	
		現年課税分	1,579,000	1,556,000	1,556,000	1.5
		滞納繰越分	20,000	23,000	23,000	△ 13.0
国民健康保険税		5,699,620	5,285,910	5,631,880	7.8	
(1) 医療分	(ア)一般分	現年課税分	3,595,320	3,333,120	3,520,230	7.9
		滞納繰越分	200,370	198,060	186,700	1.2
	(イ)退職分	現年課税分	56,870	112,270	124,920	△ 49.3
		滞納繰越分	7,760	9,850	8,620	△ 21.2
(2) 支援金分	(ア)一般分	現年課税分	1,248,970	1,016,680	1,212,950	22.8
		滞納繰越分	63,760	58,490	55,990	9.0
	(イ)退職分	現年課税分	19,670	34,430	43,220	△ 42.9
		滞納繰越分	2,330	2,880	2,580	△ 19.1
(3) 介護分	(ア)一般分	現年課税分	449,380	437,150	406,760	2.8
		滞納繰越分	33,260	35,620	30,110	△ 6.6
	(イ)退職分	現年課税分	19,550	44,460	37,070	△ 56.0
		滞納繰越分	2,380	2,900	2,730	△ 17.9

2 税目別決算額比較表

科 目	平成 25 年 度					平成 26 年 度			
	決 算 額					決 算 額			
	調定額	伸 率	収 入 額	伸 率	収納率	調定額	伸 率	収 入 額	伸 率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合 計	37,012,627	1.2	35,089,719	1.6	94.80	37,667,112	1.8	35,857,820	2.2
現年課税分	35,164,845	1.7	34,635,649	1.8	98.50	35,815,228	1.8	35,350,990	2.1
滞納繰越分	1,847,782	△ 6.8	454,070	△ 10.3	24.57	1,851,884	0.2	506,830	11.6
1 市 民 税	17,450,841	2.4	16,644,315	2.8	95.38	18,054,159	3.5	17,271,551	3.8
現年課税分	16,670,863	2.9	16,433,160	3.0	98.57	17,251,647	3.5	17,036,745	3.7
滞納繰越分	779,978	△ 6.9	211,155	△ 8.4	27.07	802,512	2.9	234,806	11.2
2 固 定 資 産 税	15,571,491	△ 0.8	14,593,057	△ 0.4	93.72	15,664,903	0.6	14,770,125	1.2
現年課税分	14,633,171	△ 0.3	14,381,208	△ 0.3	98.28	14,748,241	0.8	14,531,417	1.0
滞納繰越分	938,320	△ 6.7	211,849	△ 11.6	22.58	916,662	△ 2.3	238,708	12.7
3 軽自動車税	511,076	2.2	482,654	2.3	94.44	532,665	4.2	500,909	3.8
現年課税分	486,264	2.7	475,538	2.7	97.79	502,355	3.3	493,349	3.7
滞納繰越分	24,812	△ 8.0	7,116	△ 21.3	28.68	30,310	22.2	7,560	6.2
4 市たばこ税	1,736,000	9.8	1,736,000	9.8	100.00	1,662,333	△ 4.2	1,662,333	△ 4.2
現年課税分	1,736,000	9.8	1,736,000	9.8	100.00	1,662,333	△ 4.2	1,662,333	△ 4.2
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 入 湯 税	92,922	1.1	92,432	0.7	99.47	93,357	0.5	92,960	0.6
現年課税分	92,755	1.0	92,432	0.7	99.65	93,035	0.3	92,638	0.2
滞納繰越分	167	142.0	0	0.0	0.00	322	92.8	322	皆増
6 都 市 計 画 税	1,650,297	△ 0.6	1,541,261	△ 0.2	93.39	1,659,695	0.6	1,559,942	1.2
現年課税分	1,545,792	△ 0.1	1,517,311	0.0	98.16	1,557,617	0.8	1,534,508	1.1
滞納繰越分	104,505	△ 6.7	23,950	△ 11.5	22.92	102,078	△ 2.3	25,434	6.2
国民健康保険税	7,495,485	△ 1.9	5,424,695	△ 0.9	72.37	7,309,662	△ 2.5	5,237,487	△ 3.5
現年課税分	5,661,435	△ 0.2	5,120,828	△ 0.4	90.45	5,512,077	△ 2.6	4,975,798	△ 2.8
滞納繰越分	1,834,050	△ 6.8	303,867	△ 8.8	16.57	1,797,585	△ 2.0	261,689	△ 13.9

	平成27年度					平成28年度				
	決算額					決算額				
収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
95.20	37,565,102	△ 0.3	35,834,493	△ 0.1	95.39	37,285,808	△ 0.7	35,749,498	△ 0.2	95.88
98.70	35,860,323	0.1	35,404,642	0.2	98.73	35,702,389	△ 0.4	35,305,760	△ 0.3	98.89
27.37	1,704,779	△ 7.9	429,851	△ 15.2	25.21	1,583,419	△ 7.1	443,738	3.2	28.02
95.67	18,210,475	0.9	17,473,604	1.2	95.95	17,827,700	△ 2.1	17,152,049	△ 1.8	96.21
98.75	17,485,584	1.4	17,267,850	1.4	98.75	17,134,946	△ 2.0	16,940,383	△ 1.9	98.86
29.26	724,891	△ 9.7	205,754	△ 12.4	28.38	692,754	△ 4.4	211,666	2.9	30.55
94.29	15,433,435	△ 1.5	14,570,279	△ 1.4	94.41	15,490,859	0.4	14,745,133	1.2	95.19
98.53	14,577,977	△ 1.2	14,374,531	△ 1.1	98.60	14,714,792	0.9	14,543,671	1.2	98.84
26.04	855,458	△ 6.7	195,748	△ 18.0	22.88	776,067	△ 9.3	201,462	2.9	25.96
94.04	542,058	1.8	511,739	2.2	94.41	643,608	18.7	610,877	19.4	94.91
98.21	513,611	2.2	504,910	2.3	98.31	616,744	20.1	604,351	19.7	97.99
24.94	28,447	△ 6.1	6,829	△ 9.7	24.01	26,864	△ 5.6	6,526	△ 4.4	24.29
100.00	1,626,987	△ 2.1	1,626,987	△ 2.1	100.00	1,566,460	△ 3.7	1,566,460	△ 3.7	100.00
100.00	1,626,987	△ 2.1	1,626,987	△ 2.1	100.00	1,566,460	△ 3.7	1,566,460	△ 3.7	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99.57	94,796	1.5	90,920	△ 2.2	95.91	93,590	△ 1.3	92,172	1.4	98.48
99.57	94,361	1.4	90,562	△ 2.2	95.97	89,934	△ 4.7	89,914	△ 0.7	99.98
100.00	435	35.1	358	11.2	82.25	3,656	740.5	2,258	530.7	61.73
93.99	1,657,351	△ 0.1	1,560,964	0.1	94.18	1,663,591	0.4	1,582,807	1.4	95.14
98.52	1,561,803	0.3	1,539,802	0.3	98.59	1,579,513	1.1	1,560,981	1.4	98.83
24.92	95,548	△ 6.4	21,162	△ 16.8	22.15	84,078	△ 12.0	21,826	3.1	25.96
71.65	7,243,791	△ 0.9	5,114,110	△ 2.4	70.60	7,725,482	6.6	5,664,426	10.8	73.32
90.27	5,317,787	△ 3.5	4,832,159	△ 2.9	90.87	5,862,317	10.2	5,375,121	11.2	91.69
14.56	1,926,004	7.1	281,951	7.7	14.64	1,863,165	△ 3.3	289,305	2.6	15.53

3 28年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 35,702,389	千円 1,583,419	千円 37,285,808	千円 35,305,760
普 通 税	計	34,032,942	1,495,685	35,528,627	33,654,865
	1 市 民 税	17,134,946	692,754	17,827,700	16,940,383
	(1) 個 人 均 等 割	410,810	20,071	430,881	405,432
	(2) 個 人 所 得 割 (上記のうち退職所得分)	13,032,294	635,837	13,668,131	12,843,976
	(3) 法 人 均 等 割	107,575	—	107,575	107,575
	(4) 法 人 税 割	968,554	9,667	978,221	968,143
	2 固 定 資 産 税	2,723,288	27,179	2,750,467	2,722,832
	(1) 純 固 定 資 産 税	14,714,792	776,067	15,490,859	14,543,671
	ア 土 地	14,579,421	776,067	15,355,488	14,408,300
	イ 家 屋	5,452,064	290,215	5,742,279	5,388,704
	ウ 償 却 資 産	6,848,477	364,547	7,213,024	6,767,579
	(2) 交 付 金	2,278,880	121,305	2,400,185	2,252,017
	3 軽 自 動 車 税	135,371	—	135,371	135,371
	4 市 た ば こ 税	616,744	26,864	643,608	604,351
		1,566,460	—	1,566,460	1,566,460
	目 的 税	計	1,669,447	87,734	1,757,181
1 入 湯 税		89,934	3,656	93,590	89,914
2 都 市 計 画 税		1,579,513	84,078	1,663,591	1,560,981
(1) 土 地		825,302	43,931	869,233	815,613
(2) 家 屋		754,211	40,147	794,358	745,368
国民健康保険税		5,862,317	1,863,165	7,725,482	5,375,121

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度
千円	千円	%	%	%	%
443,738	35,749,498	98.89	28.02	95.88	95.39
419,654	34,074,519	98.89	28.06	95.91	95.45
211,666	17,152,049	98.86	30.55	96.21	95.95
6,280	411,712	98.56	31.29	95.43	95.06
198,936	13,042,912	98.56	31.29	95.43	95.06
—	107,575	100.00	—	100.00	100.00
1,692	969,835	99.98	17.51	99.16	99.16
4,758	2,727,590	99.98	17.51	99.16	99.16
201,462	14,745,133	98.84	25.96	95.19	94.41
201,462	14,609,762	98.83	25.96	95.14	94.36
75,347	5,464,051	98.83	25.96	95.14	94.36
94,626	6,862,205	98.83	25.96	95.14	94.36
31,489	2,283,506	98.83	25.96	95.14	94.36
—	135,371	100.00	—	100.00	100.00
6,526	610,877	97.99	24.29	94.91	94.41
—	1,566,460	100.00	—	100.00	100.00
24,084	1,674,979	98.89	27.45	95.32	94.28
2,258	92,172	99.98	61.73	98.48	95.91
21,826	1,582,807	98.83	25.96	95.14	94.18
11,404	827,017	98.83	25.96	95.14	94.18
10,422	755,790	98.83	25.96	95.14	94.18
289,305	5,664,426	91.69	15.53	73.32	70.60

4 市税負担状況調

区 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		税 額	伸 率	税 額	伸 率	税 額	伸 率
人口一人当たり	市 税 総 額	円 148,193	% 2.1	円 148,729	% 0.4	円 148,589	% △ 0.1
	市 民 税 個 人	53,495	1.6	56,241	5.1	55,949	△ 0.5
	純 固 定 資 産 税	60,490	1.0	59,916	△ 0.9	60,678	1.3
	そ の 他 の 税	34,208	4.9	32,572	△ 4.8	31,962	△ 1.9
一世帯当たり	市 税 総 額	349,441	1.3	348,260	△ 0.3	344,259	△ 1.1
	市 民 税 個 人	126,141	0.7	131,692	4.4	129,625	△ 1.6
	純 固 定 資 産 税	142,635	0.2	140,298	△ 1.6	140,581	0.2
	そ の 他 の 税	80,665	4.0	76,270	△ 5.4	74,053	△ 2.9

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
合 計	納 税 義 務 者 数	115,365	116,892	118,042
	均 等 割 の み	8,296	8,209	8,350
	均等割・所得割合算	107,069	108,683	109,692
特 別	給 納 税 義 務 者 数	67,760	69,346	71,597
	与 均 等 割 の み	1,644	1,649	1,715
	均等割・所得割合算	66,116	67,697	69,882
徴 収	年 納 税 義 務 者 数	17,267	17,945	18,354
	金 均 等 割 の み	2,619	2,744	3,031
	均等割・所得割合算	14,648	15,201	15,323
普 通 徴 収	納 税 義 務 者 数	30,338	29,601	28,091
	均 等 割 の み	4,033	3,816	3,604
	均等割・所得割合算	26,305	25,785	24,487
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	7,013	7,307	7,683
	年 金	10	9	9

備考 7月1日現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
納 税 義 務 者 数	115,370	116,914	118,121
均 等 割 の み	8,338	8,249	8,401
均等割・所得割合算	107,032	108,665	109,720

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 236,098,162	千円 227,769,610	千円 235,590,903
	所 得 割	13,058,716	12,905,487	13,208,860
	均 等 割	403,795	409,196	413,414
	計	13,462,511	13,314,683	13,622,274
特別徴収	所 得 割	9,754,884	9,925,587	10,168,878
	均 等 割	284,116	289,615	297,580
	計	10,039,000	10,215,202	10,466,458
普通徴収	所 得 割	3,303,832	2,979,900	3,039,982
	均 等 割	119,679	119,581	115,834
	計	3,423,511	3,099,481	3,155,816

備考 6月末現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 236,098,162	千円 227,769,610	千円 235,590,903
	所 得 割	8,703,623	8,601,377	8,803,535
	均 等 割	230,740	233,825	236,236
	計	8,934,363	8,835,202	9,039,771
特別徴収	所 得 割	6,501,758	6,615,567	6,777,702
	均 等 割	162,347	165,488	170,041
	計	6,664,105	6,781,055	6,947,743
普通徴収	所 得 割	2,201,865	1,985,810	2,025,833
	均 等 割	68,393	68,337	66,195
	計	2,270,258	2,054,147	2,092,028

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	平 成 27 年 度		平 成 28 年 度		平 成 29 年 度	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
給 与 所 得 者	85,750	80.1	86,937	80.0	87,974	80.2
営 業 等 所 得 者	4,084	3.8	4,211	3.9	4,226	3.9
農 業 所 得 者	513	0.5	621	0.6	631	0.6
そ の 他 の 所 得 者	15,693	14.7	15,838	14.6	15,856	14.5
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	1,029	1.0	1,076	1.0	1,005	0.9
合 計	107,069	100.0	108,683	100.0	109,692	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 年度別所得割額

区 分	平 成 27 年 度		平 成 28 年 度		平 成 29 年 度	
	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比
給 与 所 得 者	10,550,131	80.8	10,771,355	83.6	10,958,179	83.1
営 業 等 所 得 者	596,605	4.6	620,811	4.8	633,620	4.8
農 業 所 得 者	46,875	0.4	74,113	0.6	82,616	0.6
そ の 他 の 所 得 者	948,349	7.3	966,180	7.5	971,442	7.4
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	916,838	7.0	456,397	3.5	542,979	4.1
合 計	13,058,798	100.0	12,888,856	100.0	13,188,836	100.0
(平 均 税 率)	6.0		6.0		6.0	

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 29年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者	
	人員	均等割額
給与所得者	4,032	14,112
営業等所得者	695	2,433
農業所得者	126	441
その他の所得者	3,497	12,240
家屋敷等のみ	0	0
合計	8,350	29,226
平成28年度	8,209	28,732

備考 7月1日現在の現年課税分

5 29年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分	納税義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に係る雑所得	上場株式等に 係る 配当所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等に係る 譲渡所得	所得合計額
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額		4,584	2,844,163	27,768	2,614	1,934,884	6,407	109,385	4,925,221
10万円超～100万円以下		37,221	49,977,225	9,034	9,870	1,154,846	0	31,610	51,182,585
100万円超～200万円以下		30,604	75,408,642	1,045	10,634	482,891	0	111,638	76,014,850
200万円超～300万円以下		16,747	63,026,524	23,492	5,552	440,348	4,504	88,300	63,588,720
300万円超～400万円以下		9,085	46,030,249	3,237	6,480	130,511	2,567	32,106	46,205,150
400万円超～550万円以下		5,799	37,143,837	1,882	2,493	473,768	212	37,556	37,659,748
550万円超～700万円以下		2,354	19,066,712	2,784	7,680	132,354	16,459	154,928	19,380,917
700万円超～1,000万円以下		1,457	14,897,479	364	4,151	176,607	10,354	51,641	15,140,596
1,000万円を超える金額		1,841	37,094,897	887,845	65,078	216,404	4,556	4,910,029	43,178,809
合計		109,692	345,489,728	957,451	114,552	5,142,613	45,059	5,527,193	357,276,596

備考 7月1日現在の現年課税分

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
88,297	309,040	11,084,293	92,329	11,407,445
4,263	14,921	649,915	4,958	667,269
635	2,223	84,455	761	87,119
16,497	57,740	1,370,246	19,994	1,440,226
0	0	0	0	0
109,692	383,924	13,188,909	118,042	13,602,059
108,683	380,391	12,888,875	116,892	13,297,998

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区 分		年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
資本金等の額	従業員数		社	社	社	社
1千万円以下	50人以下		5,232	5,293	5,261	5,277
1千万円以下	50人超		46	43	50	48
1千万円超1億円以下	50人以下		1,230	1,230	1,224	1,229
1千万円超1億円以下	50人超		113	107	109	109
1億円超10億円以下	50人以下		387	401	414	426
1億円超10億円以下	50人超		49	57	55	55
10億円超	50人以下		592	601	625	628
10億円超50億円以下	50人超		17	18	20	20
50億円超	50人超		54	47	48	55
合 計			7,720	7,797	7,806	7,847
伸 率			1.0 %	0.7 %	0.1 %	0.5 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
29年度は6月末現在の数値

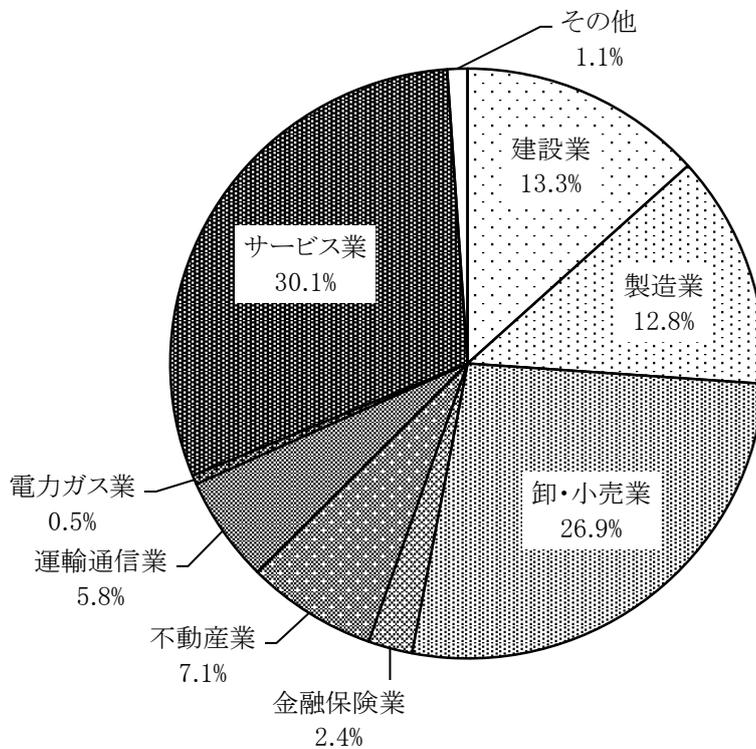
(2) 年度別調定額

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		千円	千円	千円	千円
現年度分	税 割	2,882,979	3,299,823	2,922,911	2,651,251
	均等割	938,041	944,617	914,506	949,648
	計	3,821,020	4,244,440	3,837,417	3,600,899
過年度分	税 割	72,829	64,233	73,761	72,037
	均等割	16,724	14,389	14,128	18,906
	計	89,553	78,622	87,889	90,943
合 計	税 割	2,955,808	3,364,056	2,996,672	2,723,288
	均等割	954,765	959,006	928,634	968,554
	計	3,910,573	4,323,062	3,925,306	3,691,842
	伸 率	11.2 %	10.5 %	△ 9.2 %	△ 5.9 %

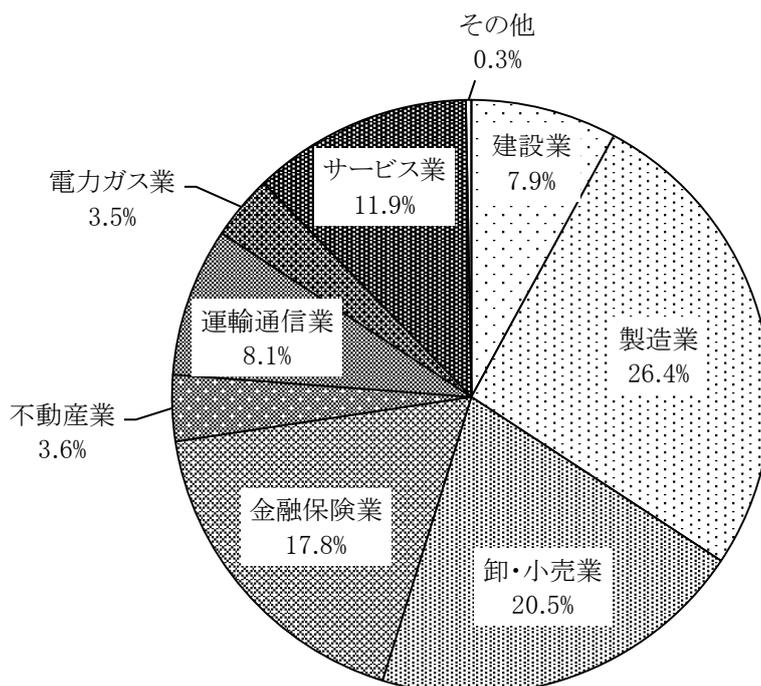
備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成28年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

法人数 (7,806社)



税割額 (2,651,251千円)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
17	1.1	△ 13.7	1.4	△ 47.7	△ 31.1	△ 91.5	6.0
	3,368,793	49,831	3,318,962	486	2,862	120	116,284
18	19.6	83.8	18.6	153.3	△ 85.1	1047.5	41.3
	4,029,160	91,594	3,937,566	1,231	426	1,377	164,331
19	15.3	138.5	12.4	40.6	165.7	△ 71.7	8.0
	4,644,433	218,420	4,426,013	1,731	1,132	390	177,508
20	△ 30.2	△ 68.3	△ 28.3	1.5	△ 18.1	△ 68.7	△ 12.7
	3,243,999	69,284	3,174,715	1,757	927	122	154,930
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	△ 81.3	△ 96.9	△ 18.9	△ 21.1
	1,993,477	64,570	1,928,907	328	29	99	122,287
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	△ 62.6	10.3
	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	△ 4.5
	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
25	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
26	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316
27	△ 10.9	14.8	△ 11.4	43.4	△ 14.9	△ 43.2	△ 0.2
	2,996,672	73,761	2,922,911	3,184	2,282	844	213,829
28	△ 9.1	△ 2.3	△ 9.3	13.9	24.9	40.3	△ 2.0
	2,723,287	72,036	2,651,251	3,625	2,850	1,184	209,482

上段 前年対比伸率 %

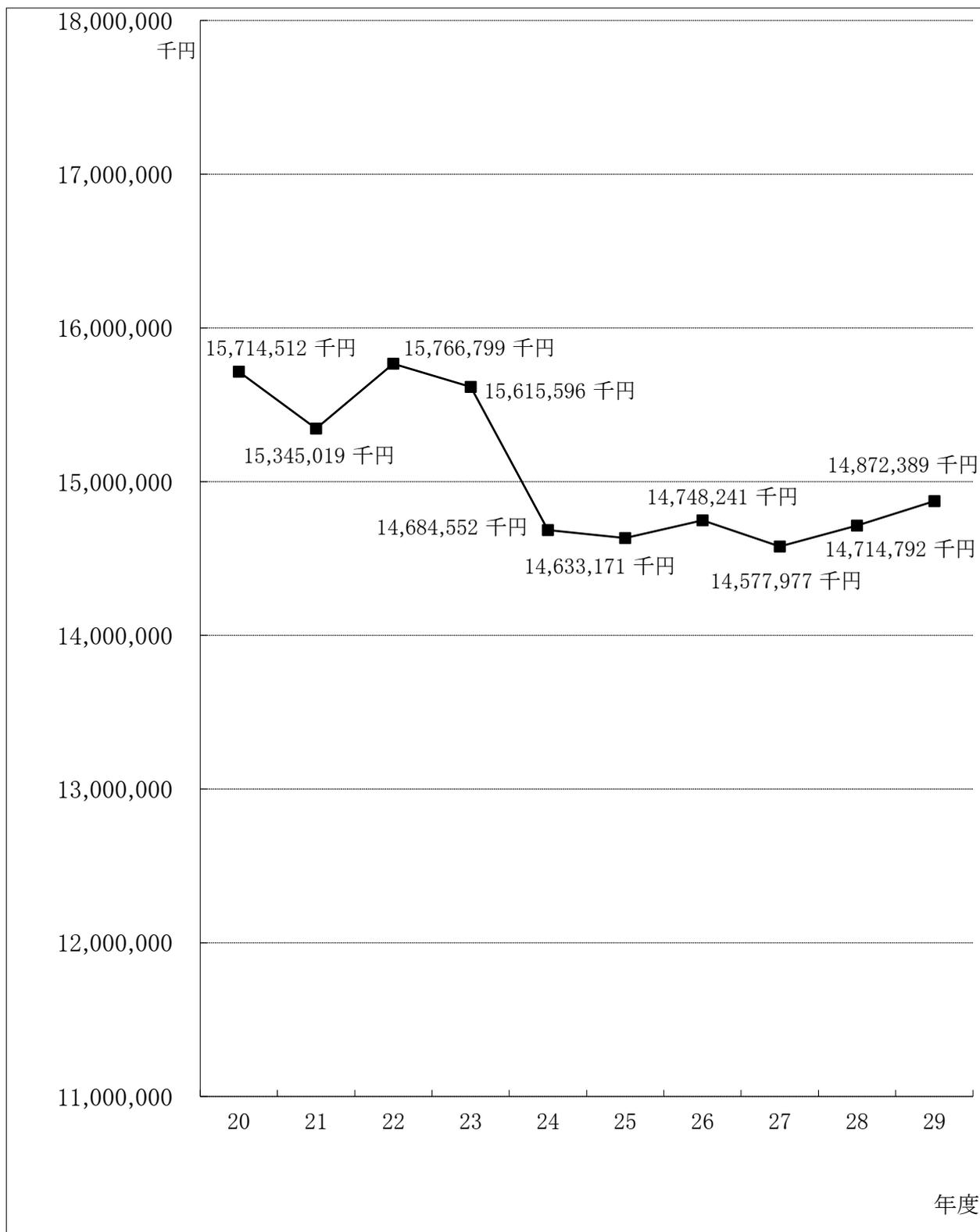
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸 通信業	電力 ガス業	サービス業
△ 13.3	△ 0.7	42.4	△ 4.8	50.7	△ 1.2	△ 23.0
985,041	668,972	704,521	50,144	268,090	195,840	326,495
32.9	19.2	11.1	18.7	20.4	△ 18.8	4.0
1,309,172	797,302	782,734	59,511	322,756	159,093	339,533
13.2	△ 6.0	17.3	110.6	△ 3.9	7.5	44.1
1,482,424	749,130	917,819	125,358	310,041	171,061	489,319
△ 38.4	△ 7.0	△ 35.6	△ 30.4	△ 19.1	△ 47.8	△ 20.5
912,892	696,562	591,218	87,220	250,825	89,241	388,940
△ 33.0	△ 41.6	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	406,841	229,569	64,568	187,758	48,736	257,243
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 29年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
課税標準額	土 地	402,209,396千円	396,013,300千円	396,171,465千円	395,102,344千円
	家 屋	499,619,699	489,072,452	497,641,141	509,608,948
	償 却 資 産	158,581,841	163,357,776	165,593,655	166,578,824
	計	1,060,410,936	1,048,443,528	1,059,406,261	1,071,290,116
税 額		14,619,133	14,446,453	14,579,421	14,732,314
納 税 義 務 者		91,271人	91,903人	92,252人	91,981人

(注) 1 29年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
算 定 標 準 額	9,222,055千円	9,394,637千円	9,669,458千円	1,005,435千円
税 額	129,108	131,524	135,371	140,075
納 税 義 務 者	16人	16人	16人	16人

(3) 固定資産税合計

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
課 税 標 準 額	1,069,632,991千円	1,057,838,165千円	1,069,075,719千円	1,072,295,551千円
税 額	14,748,241	14,577,977	14,714,792	14,872,389

3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	27	203,561	49,447	33,202	39,257
	28	203,673	49,327	32,065	39,408
	29	203,693	49,245	31,924	39,576
評 価 額 ()内は 課税標準額 (千円)	27	(396,159,128) 1,032,093,860	(14,261,117) 34,511,893	(8,832,642) 35,860,031	(324,111,191) 891,554,817
	28	(396,195,515) 1,031,316,959	(14,263,008) 33,599,563	(8,939,477) 34,714,872	(323,867,895) 892,640,859
	29	(395,118,857) 1,028,834,228	(14,140,425) 32,441,269	(9,046,539) 33,724,588	(323,566,544) 893,412,435
筆 数 (筆)	27	365,853	41,985	47,792	222,688
	28	367,564	41,771	45,726	224,354
	29	368,503	41,588	45,550	225,662
提示平均価額 (円/㎡)	27		140	47	23,006
	28		140	48	22,932
	29		140	48	22,835
平均価格 ()内は 最高価格 (円/㎡)	27	4,779	140 (169)	47 (83)	22,593 (218,590)
	28	4,774	140 (169)	48 (83)	22,533 (213,240)
	29	4,763	140 (169)	48 (83)	22,454 (210,760)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾泉地	池沼	山林	原野	雜種地
0.488	3,715	63,118	9,581	5,241
0.478	3,715	64,389	9,425	5,344
0.585	3,715	64,461	9,397	5,374
(70,045) 70,045	(103,849) 118,943	(1,473,514) 1,570,170	(442,945) 542,475	(46,863,825) 67,865,486
(69,780) 69,780	(103,850) 118,944	(1,487,319) 1,577,447	(415,942) 506,235	(47,048,244) 68,089,259
(70,130) 70,130	(103,850) 118,944	(1,469,129) 1,550,053	(412,649) 500,669	(46,309,591) 67,016,140
36	352	29,247	11,874	11,879
35	352	31,675	11,578	12,073
35	352	31,720	11,542	12,054
		20		
		20		
		20		
143,535 (1,979,456)	32 (9,327)	20 (35)	52 (41,500)	12,924 (180,000)
145,983 (1,979,456)	32 (9,327)	20 (35)	49 (41,500)	12,717 (175,000)
119,880 (1,979,456)	32 (9,327)	20 (35)	49 (41,060)	12,443 (170,000)

4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	27	120,406	18,238 千㎡
	28	120,809	18,249
	29	121,201	18,342
木 造	27	85,640	9,734
	28	85,774	9,777
	29	85,923	9,822
非 木 造	27	34,766	8,504
	28	35,035	8,472
	29	35,278	8,520

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	27	164,285,542 千円
	28	168,743,775
	29	170,031,999
構 築 物	27	26,327,143
	28	27,340,786
	29	29,330,549
機 械 及 び 装 置	27	56,525,640
	28	60,613,388
	29	62,081,069
船 舶	27	3,365
	28	6,603
	29	3,260
航 空 機	27	206,911
	28	124,664
	29	406,094
車 両 及 び 運 搬 具	27	648,055
	28	869,167
	29	865,550
工 具 器 具 及 び 備 品	27	22,919,957
	28	23,890,751
	29	23,734,249
法 第 389 条 関 係 分 (配 分)	27	57,654,471
	28	55,898,416
	29	53,611,228

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	平 均 価 格	
490,243,448 千円	㎡当り	26,880 円
498,457,635		27,313
510,470,758		27,830
159,570,186		16,393
164,854,887		16,861
170,199,420		17,328
330,673,262		38,885
333,602,748		39,376
340,271,338		39,938

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
161,214,430 千円	3,719,723 千円	100,386,391 千円
164,423,883	6,506,167	102,485,329
166,404,673	5,875,443	106,918,002
25,811,247	413,081	25,398,166
26,832,688	416,088	26,416,600
28,788,564	377,682	28,410,882
54,556,498	3,232,024	51,324,474
57,306,450	6,019,519	51,286,931
59,005,332	5,475,063	53,530,269
3,365	0	3,365
6,603	0	6,603
3,260	0	3,260
206,911	0	206,911
124,664	0	124,664
406,094	0	406,094
648,004	77	647,927
869,167	0	869,167
865,532	74	865,458
22,877,089	74,541	22,805,548
23,851,924	70,560	23,781,364
23,724,663	22,624	23,702,039
57,111,316	—	—
55,432,387	—	—
53,611,228	—	—

6 年度別新增分家屋

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	862	781	823
		床 面 積(m ²)	99,812	91,050	94,216
		決定価格(千円)	5,304,589	4,850,843	5,036,051
	その他	棟 数(棟)	113	119	112
		床 面 積(m ²)	17,728	20,306	15,933
		決定価格(千円)	836,623	963,667	750,792
木造以外の屋	棟 数(棟)	287	304	422	
	床 面 積(m ²)	90,115	70,218	108,158	
	決定価格(千円)	7,043,043	5,874,374	8,286,264	
合 計	棟 数(棟)	1,262	1,204	1,357	
	床 面 積(m ²)	207,655	181,574	218,307	
	決定価格(千円)	13,184,255	11,688,884	14,073,107	

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	652	618	702
		床 面 積(m ²)	46,435	46,840	51,182
		決定価格(千円)	375,413	418,939	462,621
	その他	棟 数(棟)	413	391	357
		床 面 積(m ²)	20,138	21,952	16,219
		決定価格(千円)	108,435	125,984	78,517
木造以外の屋	棟 数(棟)	331	329	257	
	床 面 積(m ²)	63,050	92,502	56,620	
	決定価格(千円)	1,394,513	2,840,508	1,542,496	
合 計	棟 数(棟)	1,396	1,338	1,316	
	床 面 積(m ²)	129,623	161,294	124,021	
	決定価格(千円)	1,878,361	3,385,431	2,083,634	

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度
消 費 本 数	322,550 千本	315,986 千本	303,536 千本
調 定 額	1,662,333 千円	1,626,987 千円	1,566,460 千円

2 入湯税

区 分	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度
課 税 人 員	769,309 人	771,819 人	736,506 人
調 定 額	93,035 千円	94,361 千円	89,934 千円

3 都市計画税

区 分		平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度
課 標 準 税 額	土 地	412,968,113 千円	415,196,910 千円	416,546,815 千円
	家 屋	372,594,448 千円	379,432,373 千円	388,912,702 千円
	計	785,562,561 千円	794,629,283 千円	805,459,517 千円
調 定 額		1,561,803 千円	1,579,513 千円	1,600,977 千円
納 税 義 務 者 数		58,217 人	58,517 人	58,573 人

備考 29年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

4 国民健康保険税

区 分	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度
調 定 額	5,304,806 千円	5,962,876 千円	5,642,628 千円
	36,095 世帯	35,317 世帯	33,999 世帯
7割軽減対象世帯数	9,043 世帯	8,927 世帯	8,717 世帯
5割軽減対象世帯数	5,005 世帯	4,986 世帯	4,981 世帯
2割軽減対象世帯数	4,016 世帯	4,044 世帯	3,771 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

5 軽自動車税

区 分	年度	賦課期日現在台数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額			
		一 般	官公署	計 (1)							
総 数	27	100,665 台	474 台	101,139 台	474 台	1,390 台	99,275 台	513,957 千円			
	28	101,010	459	101,469	459	1,485	99,525	616,301			
	29	100,958	458	101,416	458	1,509	99,449	642,811			
原動機付自転車	50cc以下	27	11,038	46	11,084	46	33	11,005	11,005		
		28	10,394	41	10,435	41	43	10,351	20,702		
		29	9,699	41	9,740	41	40	9,659	19,318		
	50cc超 90cc以下	27	946	20	966	20	3	943	1,132		
		28	875	17	892	17	5	870	1,740		
		29	832	17	849	17	4	828	1,656		
	90cc超 125cc以下	27	1,298	14	1,312	14	1	1,297	2,075		
		28	1,350	14	1,364	14	4	1,346	3,230		
		29	1,388	15	1,403	15	6	1,382	3,317		
	ミニカー	27	152	1	153	1	0	152	380		
		28	147	1	148	1	0	147	544		
		29	144	1	145	1	0	144	533		
軽自動車	二輪車 (125cc超 250cc以下)	27	3,332	8	3,340	8	0	3,332	7,997		
		28	3,299	8	3,307	8	0	3,299	11,876		
		29	3,202	8	3,210	8	0	3,202	11,527		
	三輪車	27	4	0	4	0	0	4	12		
		28	0	0	0	0	0	0	0		
		29	0	0	0	0	0	0	0		
	三輪車 (新税率)	27	0	0	0	0	0	0	0		
		28	0	0	0	0	0	0	0		
		29	0	0	0	0	0	0	0		
	三輪車 (重課税率)	27	-	-	-	-	-	-	-		
		28	3	0	3	0	0	3	14		
		29	3	0	3	0	0	3	14		
	三輪車 (75%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-		
		28	0	0	0	0	0	0	0		
		29	0	0	0	0	0	0	0		
	三輪車 (50%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-		
		28	0	0	0	0	0	0	0		
		29	0	0	0	0	0	0	0		
	三輪車 (25%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-		
		28	0	0	0	0	0	0	0		
		29	0	0	0	0	0	0	0		
	四輪車	乗用	営業用	27	3	0	3	0	0	3	17
				28	4	0	4	0	0	4	22
				29	6	0	6	0	0	6	33
乗用		自家用	27	53,901	91	53,992	91	1,064	52,837	380,426	
			28	42,459	68	42,527	68	873	41,586	299,419	
			29	38,798	64	38,862	64	809	37,989	273,521	
貨物用		営業用	27	574	0	574	0	7	567	1,701	
			28	392	0	392	0	5	387	1,161	
			29	339	0	339	0	4	335	1,005	
貨物用		自家用	27	22,329	255	22,584	255	282	22,047	88,188	
			28	12,696	175	12,871	175	181	12,515	50,060	
			29	11,201	155	11,356	155	152	11,049	44,196	
乗用	営業用 (新税率)	27	0	0	0	0	0	0	0		
		28	0	0	0	0	0	0	0		
		29	0	0	0	0	0	0	0		
	自家用 (新税率)	27	1	0	1	0	0	1	11		
		28	469	1	470	1	11	458	4,946		
		29	4,164	4	4,168	4	77	4,087	44,140		
貨物用 (新税率)	27	0	0	0	0	0	0	0			
	28	18	0	18	0	0	18	68			
	29	67	0	67	0	0	67	255			
自家用 (新税率)	27	0	0	0	0	0	0	0			
	28	760	10	770	10	8	752	3,760			
	29	1,765	26	1,791	26	16	1,749	8,745			

備考 7月1日現在の現年課税分

区 分	年度	賦課期日現在台数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額		
		一 般	官公署	計 (1)						
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車	乗用	営業用 (重課税率)	27	台	0	台	0	台	0	千円
		28	0	0	0	0	0	0	0	
		29	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	自家用 (重課税率)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	9,063	17	9,080	17	213	8,850	114,165	
		29	10,498	19	10,517	19	256	10,242	132,122	
	貨物用	営業用 (重課税率)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	122	0	122	0	2	120	540	
		29	128	0	128	0	2	126	567	
	貨物用	自家用 (重課税率)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	8,437	57	8,494	57	95	8,342	50,052	
		29	8,808	63	8,871	63	98	8,710	52,260	
	乗用	営業用 (75%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	0	0	0	0	0	0	0	
		29	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	自家用 (75%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	1	0	1	0	0	1	3	
		29	2	0	2	0	0	2	5	
	貨物用	営業用 (75%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	0	0	0	0	0	0	0	
		29	0	0	0	0	0	0	0	
	貨物用	自家用 (75%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	1	0	1	0	0	1	1	
		29	1	0	1	0	0	1	1	
	乗用	営業用 (50%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	0	0	0	0	0	0	0	
		29	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	自家用 (50%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	1,261	1	1,262	1	17	1,244	6,718	
		29	1,007	2	1,009	2	16	991	5,351	
	貨物用	営業用 (50%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	0	0	0	0	0	0	0	
		29	0	0	0	0	0	0	0	
	貨物用	自家用 (50%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	0	0	0	0	0	0	0	
		29	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	営業用 (25%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	0	0	0	0	0	0	0	
		29	1	0	1	0	0	1	5	
	乗用	自家用 (25%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	1,948	1	1,949	1	26	1,922	15,568	
		29	1,586	2	1,588	2	28	1,558	12,620	
	貨物用	営業用 (25%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	17	0	17	0	0	17	49	
		29	26	0	26	0	0	26	75	
	貨物用	自家用 (25%軽課)	27	-	-	-	-	-	-	-
		28	199	7	206	7	1	198	752	
		29	214	2	216	2	0	214	813	
雪上用	27	3	0	3	0	0	3	7		
	28	2	0	2	0	0	2	7		
	29	3	0	3	0	0	3	11		
農耕用	27	3,179	6	3,185	6	0	3,179	5,086		
	28	3,223	6	3,229	6	0	3,223	7,735		
	29	3,245	6	3,251	6	0	3,245	7,788		
小型特殊 (その他)	27	428	11	439	11	0	428	2,012		
	28	447	12	459	12	0	447	2,637		
	29	468	12	480	12	0	468	2,761		
二輪小型 (250cc超)	27	3,477	22	3,499	22	0	3,477	13,908		
	28	3,423	23	3,446	23	1	3,422	20,532		
	29	3,363	21	3,384	21	1	3,362	20,172		

6 利子割交付金

区 分	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
長野県全体	507,582 千円	416,946 千円	270,378 千円
松本市	66,391 千円	54,576 千円	35,713 千円
按分率 3月～7月分	13.08372 %	13.07807 %	13.10070 %
8月～2月分	13.07807 %	13.10070 %	13.26199 %

7 配当割交付金

区 分	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
長野県全体	1,442,580 千円	1,163,951 千円	831,168 千円
松本市	188,674 千円	152,421 千円	109,799 千円

8 株式等譲渡所得割交付金

区 分	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
長野県全体	1,096,810 千円	1,195,460 千円	483,353 千円
松本市	143,441 千円	156,613 千円	64,102 千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区 分	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
交 付 金	31,295 千円	29,902 千円	30,297 千円

10 口座振替納付の状況調(平成28年度振替済分)

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
市県民税 (普通徴収)	件数	42,212 件	31.1 %
	税額	2,478,212 千円	44.0 %
固定資産税 都市計画税	件数	192,885 件	52.5 %
	税額	8,719,553 千円	51.2 %
軽自動車税 (全期)	件数	22,920 件	22.9 %
	税額	126,312 千円	20.3 %

税目	期別			
	1 期	2 期	3 期	4 期
市県民税 (普通徴収)	12,696 件	10,231 件	9,547 件	9,738 件
	802,702 千円	559,232 千円	550,996 千円	565,282 千円
固定資産税 都市計画税	54,798 件	46,364 件	45,797 件	45,926 件
	2,935,297 千円	1,936,283 千円	1,920,041 千円	1,927,932 千円
軽自動車税 (全期)	22,920 件			
	126,312 千円			

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
国民健康 保険税 (普通徴収)	件数	122,405 件	49.6 %
	税額	2,906,148 千円	55.0 %

税目	期別								
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康 保険税 (普通徴収)	14,531 件	14,239	14,188	13,638	13,538	13,364	13,180	12,973	12,754
	341,081 千円	328,800	328,015	324,936	322,570	318,992	316,810	313,503	311,441

11 市税の徴収に要する経費

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
税 収 入 額	1 市 税	35,857,820 千円	35,834,493 千円	35,749,498 千円	
	2 個 人 県 民 税	8,587,292	8,991,568	8,929,086	
	3 計	44,445,112	44,826,061	44,678,584	
市税及び個人県民税に係る徴収費	4 基 本 給	314,480	314,348	304,003	
	5 諸 手 当	188,709	189,852	181,494	
	(1) 超過勤務手当	27,031	17,754	19,367	
	(2) 税務特別手当	40	25	0	
	(3) その他の手当	161,638	172,073	162,127	
	6 そ の 他	134,935	134,819	125,915	
	7 小 計	638,124	639,019	611,412	
	8 旅 費	653	671	651	
	9 賃 金	4,916	5,428	5,924	
	10 そ の 他	397,171	382,285	387,861	
	11 小 計	402,740	388,384	394,436	
	12 前納報奨金・その他	69	79	61	
	13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0	
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0	
	15 小 計	69	79	61	
	そ の 他	16 そ の 他	154,537	190,854	132,730
	17 合 計		1,195,470	1,218,336	1,138,639
県 民 税 徴収取扱費	18 納税通知書数による金額	-	-	-	
	19 納税義務者数による金額	347,127	347,742	352,155	
	20 徴収額による金額	-	-	-	
	21 平成18年度課税以前の滞納繰越分による金額	343	160	128	
	22 配当割額・株式譲渡所得割額控除による還付・充当金額	5,309	5,654	4,578	
	23 合 計	352,779	353,556	356,861	
24 市税に係る徴収費 (17-23)	842,691	864,780	781,778		
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)	2.7 円	2.7 円	2.5 円		
市税に係る徴税経費 (百円当たり)	2.4 円	2.4 円	2.2 円		

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

12 証明・閲覧に関する調

(1) 平成29年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租 税・公 課 に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固 定 資 産 課 税 台 帳 (名 寄 帳) の 閲 覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固 定 資 産 課 税 台 帳 (名 寄 帳) の 交 付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土 地・家 屋 に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
償 却 資 産 に関する証明	1枚	300円	
住 宅 用 家 屋 証 明	1件	1,300円	
土 地 図 面 の 閲 覧・複 写 交 付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 「租税・公課に関する証明」中の「所得及び税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び 税額証明	営業証明 (法人)	納税証明 (一般)	納税証明 (車検用)	資産に関 する証明 (土地・家屋等)	資産に関 する証明 (加算分)	車庫証明	登記用 通知	合 計
26	52,287 (10,575)	451	7,439	9,086	9,488 (635)	18,445 (923)	0	12,677	109,873
27	54,553 (11,233)	439	8,365	9,365	8,949 (862)	14,757 (901)	0	11,656	108,084
28	55,317 (10,576)	409	7,323	9,387	8,023 (475)	11,976 (560)	0	12,263	104,698

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の()は無料件数を内数で表示

(3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

区分	年度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
土地図面の閲覧及び複写交付		1,266	1,350	1,137

税目	年度		27		
	区分				
収入より控除	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
	給与所得控除	最低	650,000円		
		最高	2,450,000円(給与収入15,000,000円超)		
	雑損	医療費	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
		社会保険料	支払った金額の全額		
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
		生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約)	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約)	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
			それぞれで計算		
			各保険料控除全体での控除適用限度額(新・旧契約ともに)	70,000円	
		地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円		
		障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)		
		扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)	
	特定・老人扶養		450,000円(特定19歳~22歳)、380,000円(老人70歳以上)		
同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)				
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)				
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円~330,000円 330,000円				
市民税	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除			
		1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
	均等割	3,500円 {合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}			
	法人均等割	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% ・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%		
		均等割	資本金等の額	従業員数	
			(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
			(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
(6) 1億円超10億円以下			50人超	400,000円	
(7) 10億円超50億円以下			50人以下	410,000円	
(8) 10億円超50億円以下			50人超	1,750,000円	
(9) 50億円超	50人以下		410,000円		
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%		
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%		
		※私募証券投資信託に係るものを除く			
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額				
	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額				
寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金-2000円)×6%				
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
所得割課税の調整措置	[35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)] -〔総所得金額等-(市県民税所得割-税額控除)〕×(市民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除)				
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)				

税目	年度		27								
	区分										
固定資産税	税率	1.4%									
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円				
	その他	業地	評価負担水準		課税標準額算出方法		農地	評価負担水準	負担率		
			70%超	評価額の70%まで引下げ		90%以上		1.025			
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き		80～90		1.05			
	その他	住宅地	評価負担水準		課税標準額算出方法		70～80	1.075			
			100%以上	本則課税となり引下げ		70未満	1.10				
			20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額+<A>×5% ①②のいずれか低い額							
			20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%							
	<p><A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝$\frac{\text{平成26年度課税標準額}}{\text{平成27年度評価額} \times \text{特例}}$</p>										
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車		2. 三輪以上の軽自動車 (平成26年度税制改正後税率)							
		(1)50cc以下 1,000円	(2)50cc超90cc以下 1,200円	(3)90cc超125cc以下 1,600円	(4)ミニカー 2,500円	(5)小型特殊自動車(農耕用) 1,600円	(6)小型特殊自動車(その他) 4,700円	(7)雪上車 2,400円	(8)二輪の軽自動車 2,400円	(9)二輪の小型自動車 4,000円	(1)軽三輪 ① 3,100円 ② 3,900円
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	5,262円	1,000本	旧3級品の紙巻たばこ	2,495円	1,000本				
	その他	返還に係る製造たばこについても同様									
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%									
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの									
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。									
国民健康保険税		区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額					
		医療分	7.9%	21,000円	17,100円	520,000円					
		支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	170,000円					
		介護分	2.5%	6,300円	6,000円	160,000円					

税目	年度		28		
	区分				
収入より控除	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
給与所得控除	最低	650,000円			
	最高	2,450,000円(給与収入15,000,000円超)			
所得控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額			
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約)	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額	
			(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円	
		(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約)	(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円	
	(4) 70,000円を超える場合		一律35,000円		
	地震保険料控除・寡・勤	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円	(1) 12,000円以下	支払保険料の全額	
			(2) 12,000円を超え32,000円まで	支払保険料×1/2+ 6,000円	
扶養	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)	(3) 32,000円を超え56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円		
		(4) 56,000円を超える場合	一律28,000円		
配偶者	各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに) 70,000円			
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円				
基礎	330,000円				
個人所得割	均等割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人			
		・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算			
法人均等割	均等割	調整控除			
		1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3%			
税率	均等割	①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額			
		2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3%			
税率	均等割	①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
		3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)			
税率	均等割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3%			
		・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%			
税率	均等割	資本金等の額	従業員数		
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	
税率	均等割	(2) 1千万円以下	50人超	120,000円	
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	
税率	均等割	(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	
税率	均等割	(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	
税率	均等割	(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	
		(9) 50億円超	50人以下	410,000円	
税率	均等割	(10) 50億円超	50人超	3,000,000円	
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%		
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%		
住宅借入金等特別税額控除	特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度)			
		ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額			
寄附金控除	寄附金控除	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額			
		(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額			
申告特例控除	申告特例控除	都道府県・市区町村……………{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5}			
		県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等……………(寄附金-2000円)×6%			
所得割課税の調整措置	所得割課税の調整措置	特例控除*(課税総所得金額-人的控除差調整額)に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用			
		配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除			
外国税額控除	外国税額控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5			
		[(35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1))+32万円(扶養のあるときのみ)]			
非課税限度額	非課税限度額	-(総所得金額等-(市県民税所得割-税額控除))×(市県民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除)			
		所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)			
非課税限度額	非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)			

税目	年度		28																																													
	区分																																															
固定資産税	税率	1.4%																																														
	免税点	土地 30万円	家屋 20万円	償却資産	150万円																																											
	その他		評価負担水準	課税標準額算出方法		評価負担水準	負担率																																									
		商業地	70%超 60%以上～70%以下 60%未満	評価額の70%まで引下げ 前年度課税標準額据え置き 前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%		農地	90%以上 80～90 70～80 70未満	1.025 1.05 1.075 1.10																																								
	その他		評価負担水準	課税標準額算出方法																																												
		住宅地	100%以上 20%以上100%未満 20%未満	本則課税となり引下げ ①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額 上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%																																												
			$\langle A \rangle \cdots$ 今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。 $*負担水準 = \frac{\text{平成27年度課税標準額}}{\text{平成28年度評価額} \times \text{特例}}$																																													
	軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 単位(円)		2. 三輪以上の軽自動車 単位(円)																																											
			原付	50cc以下 2,000 50cc超90cc以下 2,000 90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700	小型特殊	農耕作業用 2,400 その他 5,900	二輪の軽自動車・雪上車 3,600 二輪の小型自動車 6,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100</td> <td>3,900</td> <td>4,600</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>四輪 自家用</td> <td>7,200</td> <td>10,800</td> <td>12,900</td> <td>2,700</td> <td>5,400</td> <td>8,100</td> </tr> <tr> <td>四輪 乗用 営業用</td> <td>5,500</td> <td>6,900</td> <td>8,200</td> <td>1,800</td> <td>3,500</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>四輪 自家用</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>6,000</td> <td>1,300</td> <td>2,500</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>四輪 貨物 営業用</td> <td>3,000</td> <td>3,800</td> <td>4,500</td> <td>1,000</td> <td>1,900</td> <td>2,900</td> </tr> </tbody> </table> ①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ※②のうち以下の要件を満たすものは、購入翌年度課税分のみ軽課税率適用 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制NOx10%低減) ⑤乗用:H17排出ガス基準75%低減達成＋H32燃費基準+20%達成 貨物:H17排出ガス基準75%低減達成＋H27燃費基準+35%達成 ⑥乗用:H17排出ガス基準75%低減達成＋H32燃費基準達成 貨物:H17排出ガス基準75%低減達成＋H27燃費基準+15%達成		①	②	③	④	⑤	⑥	三輪のもの	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	四輪 自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100	四輪 乗用 営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200	四輪 自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800	四輪 貨物 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000
		①	②	③	④	⑤	⑥																																									
三輪のもの	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000																																										
四輪 自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100																																										
四輪 乗用 営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200																																										
四輪 自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800																																										
四輪 貨物 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900																																										
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{5,262円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{2,925円}{1,000本}$																																											
市たばこ税	その他	返還に係る製造たばこについても同様																																														
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																																														
都市計画税	税率	0.2%																																														
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																																														
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																																														
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額																																											
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	540,000円																																											
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円																																											
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160,000円																																											

税目	区分	年度	29	
収入より	青色専従者	完全給与額		
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
控除	給与所得控除	最低	650,000円	
		最高	2,300,000円(給与収入12,000,000円超)	
所得控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額		
	社会保険料	支払った金額の全額		
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
		(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
		各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに) 70,000円	
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円		
	障害・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)		
	扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)	
特定・老人扶養		450,000円(特定19歳~22歳)、380,000円(老人70歳以上)		
同居老親等扶養		450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)		
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
配偶者特別	配偶者の所得により30,000円~330,000円			
基礎	330,000円			
市民税	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
		均等割	3,500円 [(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)	
	法人均等割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% ・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%		
		均等割	資本金等の額	従業員数
税率	法人均等割	(1) 1千万円以下	50人以下 50,000円	
		(2) 1千万円以下	50人超 120,000円	
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下 130,000円	
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超 150,000円	
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下 160,000円	
		(6) 1億円超10億円以下	50人超 400,000円	
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下 410,000円	
		(8) 10億円超50億円以下	50人超 1,750,000円	
		(9) 50億円超	50人以下 410,000円	
		(10) 50億円超	50人超 3,000,000円	
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%	
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%	
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額			
	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額			
寄附金控除	都道府県・市区町村……{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等……(寄附金-2000円)×6%			
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額-人的控除差調整額)に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用			
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5			
所得割課税の調整措置	[(35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ))- (総所得金額等-(市県民税所得割-税額控除))×(市民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除)]			
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)			
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)			

税目	年度		29								
	区分										
固定資産税	税率	1.4%									
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円					
	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法		農地	評価負担水準	負担率				
			70%超	評価額の70%まで引下げ				90%以上	1.025		
		60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き			80～90	1.05				
		60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%			70～80	1.075				
	その他	評価負担水準	課税標準額算出方法		70未満		1.10				
			100%以上	本則課税となり引下げ							
			20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額							
	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%									
<p><A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%</p> <p>土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝$\frac{\text{平成28年度課税標準額}}{\text{平成29年度評価額} \times \text{特例}}$</p>											
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車		2. 三輪以上の軽自動車							
		単位(円)		単位(円)							
		原付	50cc以下 2,000 50cc超90cc以下 2,000 90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700	三輪のもの	① 3,100 ② 3,900 ③ 4,600 ④ 1,000 ⑤ 2,000 ⑥ 3,000	四輪 自家用	7,200 10,800 12,900 2,700 5,400 8,100	乗用 営業用	5,500 6,900 8,200 1,800 3,500 5,200	四輪 自家用	4,000 5,000 6,000 1,300 2,500 3,800
小型特殊	農耕作業用 2,400 その他 5,900	<p>①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車</p> <p>②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車</p> <p>③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車</p> <p>④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)</p> <p>⑤乗用:H32燃費基準+30%達成 貨物:H27燃費基準+35%達成</p> <p>⑥乗用:H32燃費基準+10%達成 貨物:H27燃費基準+15%達成</p> <p>※④～⑥は、H29.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る(購入翌年度課税のみ適用)</p> <p>※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る</p>									
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等		旧3級品の紙巻たばこ							
	その他	5,262円 / 1,000本 3,355円 / 1,000本									
入湯税	その他	返還に係る製造たばこについても同様									
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%									
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの									
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。									
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額						
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	540,000円						
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円						
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160,000円						

市 税 概 要

平成29年10月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
TEL 34-3000

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本